

かんけいしゃ やくわり せきむ 関係者の役割・責務について

ぎろん 【議論いただきたい事項】

- じょうれい こっし あん もと かんけいしゃ せきむ やくわり い か ないよう きてい
条例の骨子(案)に基づき、関係者の責務・役割として、以下の内容を規定
することを想定しています。
- ① けん せきむ
県の責務
けん きほんりねん しょうがい りゆう さべつ かいしょうなら じょうほう
県は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消並びに情報
の取得及びコミュニケーション支援の促進に関する総合的な施策を策定し、
じっし せきむ ゆう
実施する責務を有する。
- ② しちょうそん けんみんおよ じぎょうしゃ れんけい
市町村、県民及び事業者との連携
けん しょうがい りゆう さべつ かいしょうなら じょうほう しゅとくおよ
県は、障害を理由とする差別の解消並びに情報の取得及びコミュニケ
ーション支援の促進に関する施策を策定し、実施するに当たっては、市町村、
けんみんまた じぎょうしゃ きょうりよく れんけい と く
県民又は事業者と協力し、連携して取り組むものとする。
- ③ けんみん やくわり
県民の役割
けんみん きほんりねん しょう ひと たい りかい ふか
県民は、基本理念にのっとり、障がいのある人に対する理解を深めると
ともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消並びに情報の取得及
びコミュニケーション支援の促進に関する施策に協力するよう努めるも
のとする。
- ④ ざいせいじょう そち
財政上の措置
けん しょうがい りゆう さべつ かいしょうおよ じょうほう しゅとくおよ
県は、障害を理由とする差別の解消及び情報の取得及びコミュニケ
ーション支援の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講
ずるよう努めるものとする。
- これらのことについて、なに ごいけん
何か御意見はありますか。